一般財団法人大学教育質保証・評価センター

⑤

大学機関別認証評価

点検評価ポートフォリオ記入様式

（2020年度実施分）

点検評価ポートフォリオ

○○大学

2020年　　月

はじめに

目次

大学の概要…………………………………………………………………………………………………………2

大学の目的…………………………………………………………………………………………………………5

Ⅰ「基準１　法令適合性の保証」に関する点検評価資料

　イ　教育研究上の基本となる組織に関すること（①大学）……………………………………………… 8

 　 　　 　　（②大学院）……………………………………………10

　ロ　教員組織に関すること（①大学）………………………………………………………………………12

 　　　　　　　　　（②大学院）……………………………………………………………………14

　ハ　教育課程に関すること（①大学）………………………………………………………………………16

　　　　　　　　　　　　　（②大学院）……………………………………………………………………18

　ニ　施設及び設備に関すること………………………………………………………………………………20

　ホ　事務組織に関すること……………………………………………………………………………………22

　ヘ　卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること…24

　ト　教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること………………………………………………26

　チ　教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること…………………………………………28

　リ　財務に関すること…………………………………………………………………………………………30

　ヌ　イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること…………………………………32

Ⅱ「基準２　教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料…………………………………… 35

Ⅲ「基準３　特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料…………………………………43

認証評価共通基礎データ ……………………………………………………………………………………51

　大学の概要

（１）大学名

（２）所在地

（３）学部等の構成

（４）学生数及び教職員数

（５）理念と特徴

（６）大学組織図

組織図

（７）内部質保証体制図

内部質保証体制図

　大学の目的

Ⅰ「基準１ 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

　イ　教育研究上の基本となる組織に関すること （①大学）

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 自己評価結果 |  |
| 優れた点 |  |
| 改善を要する点 |  |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料（リンク） |
| 教育基本法 |
| ① | 第七条（大学）　大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。２　大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。 |  |
|  | 学校教育法 |
| ② | 第八十三条　大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。②　大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 |  |
|  | 大学設置基準 |
| ③ | 第二条（教育研究上の目的）　大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。 |  |
| ④ | 第三条（学部）　学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。 |  |
| ⑤ | 第四条（学科）　学部には、専攻により学科を設ける。２　前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。 |  |
| ⑥ | 第五条（課程）　学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。 |  |
| ⑦ | 第十八条（収容定員）　収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。２　収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。３　大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 |  |
| **※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること** |
| ⑧ | 第四十条の四（大学等の名称）　大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。 |  |

　イ　教育研究上の基本となる組織に関すること （②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 自己評価結果 |  |
| 優れた点 |  |
| 改善を要する点 |  |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 学校教育法 |
| ① | 第九十九条大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。②　大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。 |  |
|  | 大学院設置基準 |
| ② | 第一条の二（教育研究上の目的）　大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。 |  |
| ③ | 第二条（大学院の課程）　大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。２　大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。 |  |
| ④ | 第三条（修士課程）　修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。２　修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとすることができる。３　前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。 |  |
| ⑤ | 第四条（博士課程）　博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。２　博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとすることができる。３　博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとすることができる。４　前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。５　第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとすることができる。 |  |
| ⑥ | 第五条（研究科）　研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。 |  |
| ⑦ | 第六条（専攻）　研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。２　前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。 |  |
| ⑧ | 第十条（収容定員）　収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。２　前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。３　大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 |  |
| **※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること** |
| ⑨ | 第二十二条の四（研究科等の名称）　研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。 |  |

　ロ　教員組織に関すること （①大学）

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 自己評価結果 |  |
| 優れた点 |  |
| 改善を要する点 |  |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 学校教育法 |
| ① | 第九十三条　大学に、教授会を置く。②　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。一　学生の入学、卒業及び課程の修了二　学位の授与三　前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの③　教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。④　教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。 |  |
|  | 大学設置基準 |
| ② | 第七条（教員組織）　大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。２　大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。３　大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。４　大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 |  |
| **※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十四条・第十五条・第十六条・第十六条の二・第十七条を参照すること** |
| ③ | 第十条（授業科目の担当）　大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。２　大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。 |  |
| ④ | 第十二条（専任教員）　教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。２　専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。３　前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。 |  |
| ⑤ | 第十三条（専任教員数）　大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。 |  |
| **※ 専任教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること** |

　ロ　教員組織に関すること （②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 自己評価結果 |  |
| 優れた点 |  |
| 改善を要する点 |  |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 大学院設置基準 |
| ① | 第八条（教員組織）　大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。２　大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。３　大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。４　第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。５　大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。６　大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 |  |
| **※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること** |
| ② | 第九条（教員組織）　大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。一　修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者イ　博士の学位を有し、研究上の業績を有する者ロ　研究上の業績がイの者に準ずると認められる者ハ　芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者ニ　専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者二　博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者イ　博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者ロ　研究上の業績がイの者に準ずると認められる者ハ　専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者２　博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。 |  |
| **※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること** |
| ③ | 第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織）　研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。 |  |
| **※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること** |

　ハ　教育課程に関すること （①大学）

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 自己評価結果 |  |
| 優れた点 |  |
| 改善を要する点 |  |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 大学設置基準 |
| ① | 第二条の二（入学者選抜）　入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 |  |
| **※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること** |
| ② | 第十九条（教育課程の編成方針）　大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。２　教育課程の編成に当たつては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 |  |
| **※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること** |
| ③ | 第二十条（教育課程の編成方法）　教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。 |  |
| ④ | 第二十一条（単位）　各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。２　前項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。一　講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。二　実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。三　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。３　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 |  |
| ⑤ | 第二十二条（一年間の授業時間）　一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。 |  |
| ⑥ | 第二十三条（各授業科目の授業時間）　各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。 |  |
| ⑦ | 第二十五条（授業の方法）　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。２　大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。３　大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。４　大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。 |  |
| ⑧ | 第二十五条の二（成績評価基準等の明示等）　大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。２　大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。 |  |
| **※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第百四十七条を参照すること** |
| ⑨ | 第二十七条（単位の授与）　大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。 |  |
| ⑩ | 第二十七条の二（履修科目の登録の上限）　大学は、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。２　大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。 |  |

　ハ　教育課程に関すること （②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 自己評価結果 |  |
| 優れた点 |  |
| 改善を要する点 |  |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 大学院設置基準 |
| ① | 第一条の三（入学者選抜）　入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 |  |
| ② | 第十一条（教育課程の編成方針）　大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。２　教育課程の編成に当たつては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 |  |
| **※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること** |
| ③ | 第十二条（授業及び研究指導）　大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。 |  |
| ④ | 第十三条（研究指導）　研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。２　大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。 |  |
| ⑤ | 第十四条の二（成績評価基準等の明示等）　大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。２　大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。 |  |
| **※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること** |
| ⑥ | 第十五条（大学設置基準の準用）　大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。 |  |

　ニ　施設及び設備に関すること

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 自己評価結果 |  |
| 優れた点 |  |
| 改善を要する点 |  |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 大学設置基準 |
| ① | 第三十四条（校地）　校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。２　前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。３　前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。一　できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。二　休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。 |  |
| **※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること** |
| ② | 第三十五条（運動場）　運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。２　前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。３　前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。一　様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。二　校舎から至近の位置に立地していること。三　学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。 |  |
| ③ | 第三十六条（校舎施設等）　大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。一　学長室、会議室、事務室二　研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）三　図書館、医務室、学生自習室、学生控室２　研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。３　教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。４　校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。５　大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。６　夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。 |  |
| **※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること****※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること****※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること** |
| ④ | 第三十八条（図書等の資料及び図書館）　大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。２　図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。３　図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。４　図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レフアレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。５　前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。 |  |
| **※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること** |
| ⑤ | 第四十条（機械、器具等）　大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。 |  |
| **※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること** |

　ホ　事務組織に関すること

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 自己評価結果 |  |
| 優れた点 |  |
| 改善を要する点 |  |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 大学設置基準 |
| ① | 第四十一条（事務組織）　大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。 |  |
| ② | 第四十二条（厚生補導の組織）　大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。 |  |
| ③ | 第四十二条の二（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）　大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。 |  |
|  | 大学院設置基準 |
| ④ | 第四十二条（事務組織）　大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。 |  |

　ヘ　卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 自己評価結果 |  |
| 優れた点 |  |
| 改善を要する点 |  |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 学校教育法施行規則 |
| ① | 第百六十五条の二　大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。一　卒業の認定に関する方針二　教育課程の編成及び実施に関する方針三　入学者の受入れに関する方針２　前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。 |  |

　ト　教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 自己評価結果 |  |
| 優れた点 |  |
| 改善を要する点 |  |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 学校教育法 |
| ① | 第百十三条　大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。 |  |
|  | 学校教育法施行規則 |
| ② | 第百七十二条の二　大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。一　大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること二　教育研究上の基本組織に関すること三　教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること四　入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること五　授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること六　学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること七　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること八　授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること九　大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること２　大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。３　第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。 |  |

　チ　教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 自己評価結果 |  |
| 優れた点 |  |
| 改善を要する点 |  |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 学校教育法 |
| ① | 第百九条　大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。②　大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。③　専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。④　前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。 |  |
|  | 学校教育法施行規則 |
| ② | 第百五十二条　学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。 |  |
| ③ | 第百五十八条　学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。 |  |
| ④ | 第百六十六条　大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。 |  |
|  | 大学設置基準 |
| ⑤ | 第二条の三（教員と事務職員等の連携及び協働）　大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。 |  |
| ⑥ | 第二十五条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等）　大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。 |  |
| ⑦ | 第四十二条の三（研修の機会等）　大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。 |  |
|  | 大学院設置基準 |
| ⑧ | 第一条の四（教員と事務職員等の連携及び協働）　大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。 |  |
| ⑨ | 第十四条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等）　大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。 |  |
| ⑩ | 第四十三条（研修の機会等）　大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。 |  |
|  | 法令外の関係事項 |
| ⑪ | 学習成果　学生の学習成果を適切に把握する取組みを行っているか。 |  |

　リ　財務に関すること

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 自己評価結果 |  |
| 優れた点 |  |
| 改善を要する点 |  |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 大学設置基準 |
| ① | 第四十条の三（教育研究環境の整備）　大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。 |  |
|  | 大学院設置基準 |
| ② | 第二十二条の三（教育研究環境の整備）　大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。 |  |

　ヌ　イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 自己評価結果 |  |
| 優れた点 |  |
| 改善を要する点 |  |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 関係事項 |
| ① | ＩＣＴ環境の整備　教育研究上で必要なＩＣＴ環境が整備されている。 |  |
| ② | 学生支援　学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。 |  |
| ③ | 学生支援　特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。 |  |
| ④ | 学生支援　経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。 |  |
| ⑤ | 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善　設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。 |  |

Ⅱ「基準２ 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

１）自己分析活動の状況

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

２）自己分析活動の取組み（目次）※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | タイトル | ページ数 |
| １ |  | 37 |
| ２ |  | 38 |
| ３ |  | 39 |
| ４ |  | 40 |
| ５ |  | 41 |

３）自己分析活動の取組み

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル（No.1） |  |
| 分析の背景 |  |
| 分析の内容 |  |
| 自己評価 |  |
| 関連資料 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル（No.2） |  |
| 分析の背景 |  |
| 分析の内容 |  |
| 自己評価 |  |
| 関連資料 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル（No.3） |  |
| 分析の背景 |  |
| 分析の内容 |  |
| 自己評価 |  |
| 関連資料 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル（No.4） |  |
| 分析の背景 |  |
| 分析の内容 |  |
| 自己評価 |  |
| 関連資料 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル（No.5） |  |
| 分析の背景 |  |
| 分析の内容 |  |
| 自己評価 |  |
| 関連資料 |  |

Ⅲ「基準３ 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

１）特色ある教育研究の状況

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

２）特色ある教育研究の取組み（目次）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | タイトル | ページ数 |
| １ |  | 45 |
| ２ |  | 46 |
| ３ |  | 47 |
| ４ |  | 48 |
| ５ |  | 49 |

３）特色ある教育研究の取組み

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル（No.1） |  |
| 取組の概要 |  |
| 取組の成果 |  |
| 自己評価 |  |
| 関連資料 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル（No.2） |  |
| 取組の概要 |  |
| 取組の成果 |  |
| 自己評価 |  |
| 関連資料 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル（No.3） |  |
| 取組の概要 |  |
| 取組の成果 |  |
| 自己評価 |  |
| 関連資料 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル（No.4） |  |
| 取組の概要 |  |
| 取組の成果 |  |
| 自己評価 |  |
| 関連資料 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル（No.5） |  |
| 取組の概要 |  |
| 取組の成果 |  |
| 自己評価 |  |
| 関連資料 |  |